

法律事務所で福祉的支援ニーズがある事例の類型化と司法福祉の実践力

—愛知県内の法律事務所への調査から—

○ 熊田法律事務所 宮田 千佳子 (009966)

キーワード：法律事務所、福祉的支援ニーズ、司法福祉

1. 研究目的

再犯防止や社会復帰支援など、福祉の視点を取り入れた刑事政策が進められるなかで、司法と福祉の連携が大きく進んだ。民事・家事司法においても、2000年以降の介護保険制度や成年後見制度の開始、児童・高齢者・障害者の虐待防止法の制定等をきっかけに、児童や高齢者、障害者等の権利擁護の場面で、福祉的視点による支援が求められるようになってきた。心身の障害や生活課題に起因する法律問題の解決では、司法と福祉が別々に関わるのではなく、一体で支援を展開する司法福祉の実践が求められている。

筆者は法律事務所に勤務する社会福祉士である。司法領域の業務の中核である法律事務所でも、福祉課題を含む法律相談が寄せられており、特に成年後見事件を中心に社会福祉業務が行われていることがわかった（宮田 2024）。しかし、そもそも法律事務所に持ち込まれる相談について、それらはどのような内容でどのくらいの割合で福祉的課題を見出すことができるのかについては明らかになっていない。

そこで、本研究では、一つの法律事務所を対象にし、そこに寄せられる相談のなかでどのような福祉的課題がどの程度含まれているかを確認し、法律事務所における福祉的支援の必要性を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究対象は筆者の勤務先であるA法律事務所である。本研究の主旨から言えば、全国あるいはエリアを限って全数調査を行うことが望ましいが、つながりのない事務所からは協力が得られにくい内容であるため、本研究では、勤務先法律事務所の協力を得て調査を実施した。A法律事務所は政令都市に所在し、地域住民や法人から刑事・民事・家事といった分野にとらわれることなく幅広く法律相談を受ける一般的な法律事務所である。本調査では、A法律事務所の2022～2023年の法律相談の記録を用いて相談内容と解決方法を一覧表に整理し、福祉的支援ニーズがあると思われる事例を抽出し、分析を行った。福祉的支援ニーズの有無は、主に「後見制度の利用の有無」「福祉機関の関与の有無」「本人の問題意識の有無」「支援する家族の有無」である。分析手法はクラスター分析を用い、事例がどのような特徴で分けられるのかについて確認した。

3. 倫理的配慮

本研究は勤務先の相談記録を用いており、その分析は「一般社団法人日本社会福祉学研究倫理規程」および「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に基づいて実施した。データの集計・分析作業においては、個人が特定されないことがないように必要な処理を行った。また、本発表に関連して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

2022～2023年に対象法律事務所に寄せられた法律相談は398件である。このうち弁護士ではない福祉職または事務員によって福祉的支援が行われた事例は97件(24.4%)である。事件の種類(複数回答)は、家事成年後見47件(48.5%)、家事相続40件(41.2%)、民事遺言9件(9.3%)、民事死後事務7件(7.2%)、民事その他会社法務6件(6.2%)等である。福祉的支援ニーズの有無は、「相談者の立場」、「後見制度の利用の有無」、「福祉機関の関与の有無」、「本人の問題意識の有無」「支援する家族の有無」の5項目で有意な関連があることがわかった(χ^2 検定)。

クラスター分析の結果、①本人に問題意識があり、福祉や後見制度の利用がある場合、②本人に問題意識がなく、福祉や後見制度の利用がある場合、③本人の問題意識や福祉の利用有無からだけでは福祉的支援ニーズがわからない場合、④法律問題解決のために福祉の知識が必要な場合、と命名できる4クラスターが析出された。②は支援する家族の有無によって、③は福祉機関の関与の有無によってそれぞれ二分できる。各クラスターで相談者の立場、障害や認知症の有無、居住形態、福祉的支援ニーズを判断した状況、行われた福祉的支援業務に相違がみられた。特に③の場合、法律事務をするなかで潜在的な福祉的支援ニーズを発見していた。

5. 考察

本調査からは、法律事務所に寄せられる法律相談のうち、福祉的支援ニーズが認められる事例は、4つの類型に分類することができ、類型ごとに必要とされる司法福祉の実践力には違いがあることがわかった。①では、必要な福祉支援がなされていないというニーズと支援のミスマッチの可能性に気が付く力が必要である。②では、障害や認知症により法律問題の発生を自覚できない本人について、問題解決の過程で丁寧な意思決定支援と支援者との連携が行える支援力が必要である。③では、目前の法律問題の解決には影響しないが、軽度認知症が始まっている、身寄りがいない、親族に福祉の支援が必要な人がいる等、本人の生活に潜在する福祉的支援ニーズを見抜く力が必要である。④では、被後見人が亡くなった後の遺産分割、福祉事業の開始や実施に関する相談、身元保証事業における紛争、クレーム問題等において、問題が発生した福祉現場や福祉サービスについて司法の理解が深まるよう、必要な知識や情報を提供できるという司法福祉の専門性が必要である。

法律事務所における司法福祉の実践は、法律問題の解決(法的決着)が本人の生活そのものの改善につながるように行うものであり、司法と離れて支援を行うのではなく、司法と福祉双方の視点を備えた「一体の支援」を展開していく力が求められている。

参考文献：宮田千佳子(2024)「法律事務所における社会福祉業務の現状と課題－愛知県内の法律事務所へのアンケート調査から－」『中部社会福祉学研究』15, 57-67. 山口幸男(1994)「第1編 司法福祉の展開 第1章 司法福祉の発展」加藤幸雄・野田正人・赤羽忠之編『司法福祉の焦点－少年司法分野を中心として－』ミネルヴァ書房, 2-17.